

お知らせ

ワシントン条約:ヨシキリザメを始めとするメジロザメ科 54 種の規制開始に伴う
輸出入手続き等について

令和5年 11 月 1 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

1. 概要

(1) ヨシキリザメ等メジロザメ科 54 種の輸出手続き

令和 5 年 1 月 27 日付け(2 月 9 日一部修正)「ワシントン条約:第 19 回締約国会議における附属書改正事項について」でお知らせしましたとおり、本年 11 月 25 日より、メジロザメ科 54 種(学術名:Carcharhinidae spp.)に対し、ワシントン条約上の規制が開始されます。当該貨物の標本(種の個体、個体の部分若しくは派生物をいいます。)を輸出する際には、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)に基づき輸出承認証及び CITES 輸出許可・再輸出証明書(以下「CITES 輸出許可書等」といいます。)取得のための輸出承認申請手続きが必要となります。

また、附属書に掲載されるメジロザメ科のうち、主にヨシキリザメ(学術名:Prionace glauca)については、本邦の船舶により公海等(公海又は外国の排他的経済水域)で採捕され、外国で水揚げされている実態があり、こうした実態を踏まえ、新たに「洋上輸出(外地水揚げ)制度」を創設(別紙「洋上輸出(外地水揚げ)貨物に係る輸出承認制度の概要及び申請方法について」を参照)し、外為法に基づく輸出承認申請手続きを整備する予定です。

※(お知らせ) 令和 5 年 1 月 27 日付け(2 月 9 日一部修正)「ワシントン条約:第 19 回締約国会議における附属書改正事項について」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/230127_cop19_kaisei_revised230209.pdf

(2) 条約の効力発生日前後の輸出

条約の効力発生日前後に輸出を検討されている場合、輸出承認証及び CITES 輸出許可書取得のための手続きについては、以下4. 記載のとおり事前に相談を受付けます。

(3) 輸入

メジロザメ科に分類される種の標本の輸入の際には、輸出国の CITES 当局が発行した CITES 輸出許可書等が必要となります。また、生きている個体及び特定国原産等に該当する場合の輸入にあたっては、税関への輸入申告前までに経済産業省への事前確認手続きが、それ以外の場合には、税関への輸入申告時に相手国 CITES 許可書等の確認(通関時確認)を受ける必要があります。

なお、ヨシキリザメについては、日本は「留保」を付しており、当省への輸入関連手続きを含むワシントン条約上の輸入手続きは不要です。ただし、輸出国における手続きについては確認する必要があります。

※留保: 条約締約国は、附属書に掲げる種について留保を付することができることとなっており、留保を付した種については、締約国でない国として取り扱われます。

2. 「洋上輸出(外地水揚げ)制度」以外の貨物に係る輸出手続き

メジロザメ科に分類される種(ヨシキリザメを含む)の標本を輸出又は再輸出する場合、輸出承認手続きを行い、輸出承認証及び CITES 輸出許可書等を取得する必要があります。

申請書類及び申請方法の詳細は、以下のウェブサイトをご参照ください。

<ウェブサイト>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui_2-2.html

3. 「洋上輸出(外地水揚げ)制度」に基づく輸出手続き

日本の船舶が公海等で採捕したヨシキリザメを含む規制対象種の標本(種の個体、個体の部分若しくは派生物をいいます。)を、日本に立ち寄らず直接外国に輸出/外地水揚げする場合、外為法令上の「洋上輸出」(「輸出貿易管理令の運用について」参照)に該当し、新たに創設する「洋上輸出制度」による輸出承認申請手続きが必要です(当面ヨシキリザメのみ)。

申請書類及び申請方法の詳細は、以下のウェブサイトをご参照ください。

<ウェブサイト>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui_2-2.html

(参考)

「輸出貿易管理令の運用について」0-2 (ロ)

洋上輸出：輸出の時点は、本邦の領海又は公海で採捕した水産物等を直接輸出する場合、当該貨物を外国に向けて輸送を開始した時(外国に向けて航行する船舶に積み替えられたものについては積み替えた時)とする。

4. ワシントン条約附属書掲載の効力発生日(令和5年11月25日)前後の輸出入手続き

【「洋上輸出」以外】

(1) 効力発生日の前日までに日本から輸出する場合

① 輸出先国(輸入国)における輸入日が11月24日以前の場合

- ・ 附属書掲載の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には、メジロザメ科54種は条約の適用を受けていない種であるため、ワシントン条約上の手続きは不要です。

② 輸出先国(輸入国)における輸入日が効力発生日以降の場合

- ・ 効力発生日より前に当該貨物を日本から輸出した場合であっても、輸出先国(輸入国)において効力発効日以降に輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)から CITES 輸出許可書等の提示を求められる場合があります。
- ・ このため、11月24日以前に当該貨物を輸出する場合、本日より11月15日までの間、CITES 輸出許可書等取得のための申請(輸出貿易管理令に基づく承認を要しない貨物に係る申請手続き)を受け付けます。申請書受理後、原則5営業日後の発行となりますことあらかじめ御承知おきください。
- ・ 当該手続きにより発行を受けた CITES 輸出許可書等は、条約効力発生前の11月24日までに税関で当該貨物の輸出申告を行ってください。効力発効日(11月25日)以降に当

該貨物を輸出申告することになった場合は、外為法に基づく輸出承認証及び CITES 許可書取得のための手続きが必要です。

(2) 効力発生日以降に日本から輸出する場合

- ・ 外為法に基づく輸出承認証及び CITES 輸出許可書等が必要です。同輸出承認申請及び CITES 輸出許可書等申請は、11 月 27 日以降に行うことができます。
- ・ なお、効力発生日の直後(11 月 25 日から概ね 12 月 8 日までの間)に税関に輸出申告予定の貨物がある場合、11 月 16 日から 11 月 24 日までの間に輸出承認証及び輸出許可書等の発行に係る事前相談を受け付けます。輸出承認証及び CITES 輸出許可書等の発行については、効力発生日後の 11 月 27 日以降になりますこと、あらかじめ御承知おきください。
- ・ CITES 輸出許可書等の発行に際しては、原則として、国内で捕獲(漁獲)されたものについては捕獲(漁獲)証明書が、輸入されたものについては輸入時の書類が、さらに、国内でどのように流通・加工されたかを証明する書類等が必要となります。申請書類及び申請方法の詳細は、以下のウェブサイトをご参照ください。

<ウェブサイト>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui_2-2.html

【洋上輸出】

(1) 効力発生日(11 月 25 日)の前日までに洋上輸出先国に輸入する場合

- ・ 当該貨物の洋上輸出先国(輸入国)における輸入日がワシントン条約附属書の効力発生日より前(11 月 24 日以前)の場合、ヨシキリザメは条約の適用を受けていない種であるため、ワシントン条約上の手続きは不要です。

(2) 効力発生日(11 月 25 日)以降に洋上輸出先に輸入する場合

- ・ 外為法に基づく輸出承認証及び CITES 輸出許可書等が必要です。輸出承認申請及び CITES 輸出許可書等は、11 月 27 日以降に申請を行うことができます。

(3) 効力発生日前後に洋上輸出する場合

(効力発生日前後に洋上輸出し、効力発生日の直後(11 月 25 日から概ね 12 月 8 日までの間)に洋上輸出先国に輸入することが見込まれる場合)

- ・ 11 月 16 日から 11 月 24 日までの間、外為法に基づく輸出承認証及び CITES 輸出許可書等の発行に係る事前相談を受け付けます。効力発生日以降、輸出先国(輸入国)にて輸入通関(CITES 輸出許可書等を提出)を行った後、日本の税関に輸出申告する必要があるため、その際、輸出承認証及び CITES 輸出許可書等の提出が必要になります。輸出承認証及び CITES 輸出許可書等の発行については、効力発生日後の 11 月 27 日以降になりますこと、あらかじめ御承知おきください。

【輸入】

- ・ 附属書Ⅱに掲載されるメジロザメ科全種(ヨシキリザメ等留保種を除く)に該当する種を条約適用開始後に輸入する場合、生体及び特定国原産等に該当する場合には、経済産業省への事前確認手続きが必要です。それ以外の場合には、通関時確認(税関による相手国輸出 CITES 許可書等の確認)の手続きとなります。いずれの場合においても、輸出国が発行する CITES 輸出許可書等の取得が必要です。
- ・ ヨシキリザメの附属書Ⅱへの掲載については、「留保」を付しています。「留保種」については、締約国でない国として扱われるため、当省へのワシントン条約上の輸入関連手続は不要です。当該貨物の日本での輸入時に、輸出国が発行した CITES 輸出許可書を税関に提出する必要もありません。ただし、輸出国から当該貨物が輸出される際、相手国が発行する CITES 輸出許可書が必要となる場合がありますので、事前に輸出国側に御確認ください。
- ・ また、輸入した貨物を日本から再度輸出(輸入した貨物を使用した加工品含む)する場合(再輸出)には、輸出承認申請の際、相手国 CITES 輸出許可書、輸入許可通知書等輸入通関時の書類等の写しが必要となりますので、保管するようお願いいたします。さらに、輸入以降の国内における取引・加工等の流れを証明する書類(製造/販売/譲渡証明書)も必要です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室(ワシントン室) 電話:03-3501-1723(直通)